

2026

4月号 けんぽ 便り

全国健康保険協会 静岡支部
協会けんぽ



健康保険委員を募集しています

協会けんぽでは、健康保険制度や健康づくりに関する知識を身につけ、協会けんぽと事業所様の架け橋になっていただくご担当者様(健康保険委員)を募集しております。届出をいただくと、健康保険制度について記載した「協会けんぽGUIDEBOOK」や健康保険委員限定の広報誌「けんぽLINKしずおか」をお届けします。

※健康保険委員を届出済みの場合、ご提出は不要です。

健康保険委員について
詳しくはこちら



(協会けんぽHP)

健康保険委員届出用紙

ご提出は
FAXにて

FAX 054-275-6609

健康保険の 記号・番号	-		
フリガナ			
氏名	(氏)	(名)	
事業所所在地	〒		
事業所名称 ※社判の押印も可			
電話番号			
メールアドレス	@		

健康保険の記号・番号は
資格情報のお知らせ等の
氏名の上に記載があります。

資格情報のお知らせ			
記号	12345678	番号	1234567
姓	和	姓	和
氏名	協会 太郎	協会	太郎
生年月日	平成元年 10月 1日	生年月日	平成元年 10月 1日
資格取得年月日	令和2年 1月 1日	資格取得年月日	令和2年 1月 1日
保険者番号	12345678	保険者番号	12345678
保険者名称	全国健康保険協会	保険者名称	全国健康保険協会

ご記入いただくと
メールマガジンを
配信いたします。
必ず利用規約を
ご確認ください。



以下の にチェックをいただいた事業所様は、ふじのくに健康宣言事業所として登録され、協会けんぽ静岡支部より健康宣言ボードが届き、ホームページに掲載いたします。また、情報を県と連携し、後日、県から認定証が交付されます。健康宣言いただくことにより、従業員様の健康増進や企業のイメージアップに期待できます。

チェック ✓

わが社は
右記の項目を
宣言します!

共通項目	✓	社員の健診を100%実施することを目指します	
	✓	保健指導の実施率を50%以上にすることを目指します ※健康診断の結果、該当者がいた場合	
	✓	再検査・要治療者への受診勧奨の取組みに努めます	
選択項目		メンタルヘルス	生活習慣改善(運動・食事)
		適正な働き方	オリジナルの取り組み
		禁煙・分煙対策	[]

※選択項目にチェックされない場合、共通項目の3つが健康宣言として登録されます。
既に健康宣言をいただいている場合、チェックは不要です。

健康宣言について
詳しくはこちら



(協会けんぽHP)

40歳～74歳のご家族(被扶養者)が対象
令和8年度 特定健診のご案内

ご家族に特定健診の受診券(セット券)は届いていますか？

令和8年4月上旬に、**黄色の封筒**にて
ご家族(被扶養者)の**受診券(セット券)**を
ご本人(被保険者)のご自宅等にお送りしています。

※受診券(セット券)はご家族(被扶養者)が協会けんぽの
特定健診を受診される際に必要となる券です。
※ご本人(被保険者)は受診券(セット券)なしで受診できます。



事業主の皆さまへのお願い

従業員の皆さまが元気に働くことができるのも、ご家族の皆さまの支えがあってこそです。
従業員を支えるご家族の健康を守るため、健康診断を受診するよう積極的な働きかけをおねがいします。

特定健診を受診される際の注意事項

- 1 受診時に協会けんぽの被扶養者であることが必要です。
- 2 令和8年度内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)に**40歳**になる方は**40歳の誕生日を迎える前でも**受診できます。
- 3 令和8年度内(令和8年4月1日～令和9年3月31日)に**75歳**になる方は**75歳の誕生日の前日まで**に、受診を終えていただく必要があります。
- 4 健診費用の補助は、年度内にお一人様につき1回となります。

ご家族にもお知らせください

LINE公式アカウントにて
集団健診情報を配信予定!

友だち追加は
こちら▶▶▶



ID検索 🔍 @kenpo_shizuoka

📞 お問い合わせ先 保健グループ/TEL.054-275-6601 (自動音声案内2番→2番)

資格喪失・扶養解除の際は速やかに手続きを!

従業員が退職したとき・ご家族が就職や収入増加等で扶養から外れるときは、日本年金機構(広域事務センター)への速やかな手続きが必要です。

手続きが遅れ、誤った資格で医療機関を受診されると、後日従業員の方に医療費をお返しいただく場合があります。
従業員の負担軽減のためにも、速やかなお手続きにご協力ください。

※手続き方法等については日本年金機構にお問い合わせください。

電子申請が
始まりました!



新しい健診が
始まりました!



マイナ保険証を
ご利用ください!



(いずれも協会けんぽHP)